

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



人が亡くなって「相続」が発生すると、それに伴い色々な問題が発生する場面があるみたいなんだ。今回は小さなお子さんを抱えた方からの相続に関する相談だよ。早速見てみよう！

Q 私は数か月前に夫を亡くしました。亡くなった夫との間には、小学生になる二人の子供がいます。遺言書はありません。葬儀や法要が一段落したので、夫の預貯金や株式の名義変更手続きをしようと金融機関を訪れたところ、金融機関の担当者から「家庭裁判所で、子供たちの代理人となる人(特別代理人)を選任してもらわないと相続手続きができない」と言われてしまいました。特別代理人とは何ですか？私はどのような手続きをすればいいのでしょうか？

A 「特別代理人」とは、本来の代理人が代理権を行使することができない場合や不適切な場合などに、管轄の裁判所が選任する特別な代理人のことです。今回の相談は「不適切な場合」に該当するので、相談者は、家庭裁判所に特別代理人の選任申立てを行い、夫の遺産について、裁判所で選任された特別代理人と分割協議をする必要があります。

<解説>

1 遺産分割と未成年者

相続が発生し、亡くなった方の遺言書がない場合、共同相続人間で遺産分割協議を行い、誰が、どの遺産を、どれだけ相続するかを決定します。

相談者の夫の共同相続人は、相談者と子供二人の合計三人ですが、子供は二人とも未成年者のため、原則、自分の判断のみで遺産分割協議を行うことができません。しかし、相続人となる権利は当然に有しているため、未成年者である子供二人も遺産を法定相続分の割合に応じて相続する権利があります。

2 利益相反

相続人が未成年者の場合、原則的には、親権者が未成年者を代理して遺産分割協議を行うこととなります。しかし、今回の場合は相談者が子供二人を代理して遺産分割協議をすることはできません。なぜなら、今回のケースでは、相談者自身も共同相続人であり、また相談者の親権に服する子供が二人とも共同相続人であるため、親権者と未成年者の利害関係及び未成年者同士の利害関係が衝突することになるからです。このような行為を「利益相反行為」といい、このような場合は親権者の代理権は認められていません。

仮に、このような場合でも親権者の代理が認められると、親権者は自分に有利な遺産分割協議をしたり、子供的一方だけを優遇した遺産分割協議をしたりする事ができてしまうため、未成年者の権利を保護することができなくなってしまいます。

いくら親でも、
子供の取り分を
勝手に決めること
はできないんだね！



利益相反行為となる場合、親権者は、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならないとされています。今回の場合、子供一人につき特別代理人一人を選任する必要がありますので、特別代理人二人の選任申立てをしなければなりません。

3 特別代理人

特別代理人は、選任後、未成年者の代理人として遺産分割協議をしますが、未成年者の法定相続分が確保されていない内容の遺産分割は原則的にすることができません。今回の場合ですと、子供二人の法定相続分は各4分の1となりますので、それを下回る内容の遺産分割はできないことにご注意ください。

遺産分割の手続終了後は特別代理人の任務は終了となります。特別代理人は、弁護士や司法書士などの第三者が就任する場合がありますが、資格は特に必要ありませんので、親戚や友人が就任する場合があります。家庭裁判所は、未成年者との関係や利害関係の有無などを考慮した上で、適切な人を選任します。

4 最後に

相続人に未成年者がいる場合でも、特別代理人の選任が不要なケースもあります。相続に関するご相談については、お近くの司法書士にご相談ください。

未成年者の権利を護るために、特別代理人が必要なんだね！



特別代理人が見つからない場合は司法書士に頼めるよ！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館	…毎 週 (火・金)	14時～17時
〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター	…毎 週 (木)	14時～17時
〈三島会場〉 三島商工会議所	…毎 週 (火)	14時～17時
〈下田会場〉 下田商工会議所	…毎月 第3 (金)	13時～16時
〈細江会場〉 浜松市北区役所	…毎月 第1 (水)	13時～16時
〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所	…毎月 第1 (水)	13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

10月から静岡会場の面談相談日が変わりました。